

議案第 6 3 号

石岡地方斎場組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、石岡地方斎場組合規約（昭和 5 0 年地指令第 6 1 8 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

別紙

ひたち野広域事務組合規約

石岡地方斎場組合規約（昭和 50 年地指令第 618 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の規定による一部事務組合とし、ひたち野広域事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

- (1) 石岡市
- (2) 小美玉市
- (3) かすみがうら市

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。ただし、第 1 号に掲げる事務について、かすみがうら市においては、旧千代田町の区域（平成 17 年 3 月 27 日現在の千代田町の区域をいう。）を対象とし、第 2 号に掲げる事務について、小美玉市においては、旧玉里村及び旧小川町の区域（平成 18 年 3 月 26 日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。）を対象とする。

- (1) 斎場（火葬場、待合棟及び式場）の設置及び管理に関すること。
- (2) し尿処理施設の設置及び管理に関すること。

（組合事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、石岡市東府中 25 番 1 号に置く。

第 2 章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 26 人とし、関係市のそれぞれの定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 石岡市 | 13 人 |
| (2) 小美玉市 | 7 人 |
| (3) かすみがうら市 | 6 人 |

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会において、当該関係市の議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。ただし、当該関係市の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

(組合議員の補充)

第8条 組合議員に欠員を生じたときは、関係市において、速やかに、補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の補欠選挙による組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第9条 組合議員は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第10条 組合に管理者1人及び副管理者3人以内を置く。

2 管理者は、関係市の長が互選により決める。

3 副管理者は、関係市の長（管理者である者を除く。）をもって充て、及び管理者の属する市の副市長（当該市の副市長が2名以上置かれる場合にあっては、当該市の副市長のうち管理者が選任する者。）をもって充てることができる。

4 管理者は、組合の事務を総理し、これを代表する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。

6 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長及び副市長の任期とする。ただし、当該関係市の長及び副市長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者1名を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。ただし、管理者が欠けたとき又は管理者の職務を代理する者が置かれたときは、後任の管理者が定まるまで

の間、従前の管理者が属していた市の会計管理者がその職務を行う。

- 3 会計管理者は、組合の出納その他会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議員の中から組合議員の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員の任期とする。

(職員)

第13条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市の分賦金、使用料その他収入をもって充てる。

- 2 前項の関係市の分賦金の割合は、別表に定めるところによる。
- 3 分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(財産の帰属)

- 2 湖北環境衛生組合の解散に伴う財産は、施行日に石岡地方斎場組合からひたち野広域事務組合に名称変更される組織（以下「新組合」という。）に帰属させるものとする。

(事務の承継)

- 3 新組合は、令和9年3月31日（以下「施行日の前日」という。）をもって解散する湖北環境衛生組合の事務を承継する。

(経過措置)

- 4 施行日の前日において、湖北環境衛生組合及び石岡地方斎場組合の組合議員である者は、引き続き新組合の組合議員とみなして、この規約を適用する。
- 5 施行日の前日において、石岡地方斎場組合の管理者及び副管理者である者は、引き続き新組合の管理者及び副管理者とみなして、この規約を適用する。
- 6 施行日の前日において、湖北環境衛生組合及び石岡地方斎場組合の職員であった者は、この規約の施行日から新組合の職員となるものとする。

別表（第 14 条関係）

経費区分		負担する市名	負担割合
議会費 総務費 公債費 予備費	し尿処理施設に係る経費	石岡市	均等割 10%
		小美玉市 かすみがうら市	投入割 90%
衛生費	斎場に係る経費	石岡市	均等割 10%
		小美玉市 かすみがうら市	人口割 90%（かすみがうら市の人口割は、旧千代田町の区域の人口割とする。）
	斎場費	組合職員に係る経費	均等割 10%
		斎場に係る経費のうち火葬場、待合棟及び屋外に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の比率により按分し、算出した額とする。	人口割 90%（かすみがうら市の人口割は、旧千代田町の区域の人口割とする。）
清掃費	し尿処理施設に係る経費	石岡市	均等割 10%
		小美玉市 かすみがうら市	投入割 90%